

坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務 業務仕様書

1. 業務名

坂井市ウォーターPPP導入可能性調査業務

2. 業務の目的

坂井市では平成23年度より「坂井市総合計画後期基本計画」「第二次坂井市行政改革大綱」に基づき行財政改革に取り組み、平成27年度から水道事業運営の効率化を目的に包括的民間委託に取り組んでいる。下水道事業においては、下水道処理人口普及率が99%（令和3年度末）となりストックマネジメント計画を策定し、上下水道事業は本格的な維持管理時代への移行を迎えている。また、PFI法に基づき内閣府に設置された民間資金等活用事業推進会議（第19回：令和5年6月2日）において「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」が決定され、新たに「ウォーターPPP」の活用が推進されるとともに、下水道事業では同方式の導入が管路改築の交付金要件としても位置付けられた。

このような背景から、本業務では坂井市におけるウォーターPPP導入可能性を調査するとともに、今後の効率的な官民連携手法を検討することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

※但し、市議会への報告など発注者が指示する時期において資料提供を行うこと。

4. 履行場所

坂井市 坂井町 外 地係

5. 対象事業

坂井市水道事業

坂井市公共下水道事業（九頭竜川流域関連公共下水道事業）

坂井市農業集落排水事業（竹田地区農業集落排水事業）

6. 業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお業務にあたっては、各種法令、国等通知、坂井市水道・下水道諸計画の内容を十分理解し、反映すること。

(1) 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、坂井市に提出し、承認を得ること。なお、業務計画書には、次の事項を記載する。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務スケジュール
- ・業務実施体制
- ・協議計画
- ・成果品の内容
- ・使用する基準
- ・連絡体制
- ・照査計画
- ・その他必要となる事項

(2) 打合せ協議

効率的に業務を遂行するために発注者と打合せおよび密な連絡を取り合う。なお、主要事項の決定等にあたっては都度協議を行うこと。協議にあたってはオンラインツール等を用いることも可とする。また毎月末に業務報告（進捗度合や決定・保留・懸念事項等）をメールにより行うこと。

初回打合せ（業務内容の確認、必要資料の要望など）

中間打合せ（業務遂行中に発生する諸条件の確認など）

最終打合せ（成果品の確認、納品説明など）

(3) 導入可能性調査

1) 基本事項の整理、検討条件の把握

ウォーターPPP導入検討にあたり、基本事項を収集・整理し検討条件を把握する。

特に坂井市では第3期の包括的民間委託を実施予定であることを踏まえ、ウォーターPPP方式への契約切り替え・引継ぎ、下水道管路改築の社会資本整備総合交付金要件化等および水道施設のスキームを活用した老朽基幹管路の更新事業（生活基盤施設耐震化等交付金）のスケジュールに着目すること。

- ・坂井市上下水道事業の既存計画の把握
- ・事業認可、施設整備計画等

- ・経営計画、経営戦略等
- ・各種台帳システム（上水道台帳管理システム、下水道台帳管理システム等）に搭載のデータ
- ・坂井市上下水道事業の運営状況
- ・市職員の配置や執務状況
- ・維持管理、事故や緊急対応等の状況
- ・窓口・住民サービスに関する状況

2) 事例等収集整理

国等の動向及び先進取り組み事例等の収集整理を行い、坂井市への適用性などを整理・検討する。

3) 対象事業の選定

対象事業の検討にあたっては、直営及び委託業務の状況、施設の改築・更新・維持管理の現状と将来計画などを把握し、課題等を整理したうえで最適な範囲を選定する。

4) 事業スキームの検討

対象事業の選定3)を踏まえ、ウォーターPPPを実施する場合の事業スキーム（事業方式や業務範囲）等について検討する。

※なお、公共施設等運営事業（コンセッション）については対象外とする。

5) 民間事業者の参入可能性調査

アンケートなどにより、民間事業者の参入意欲や抽出したスキームについての実現可能性、意見を集約する。また調査結果を踏まえ、スキームや事業範囲の見直しを行う。

【想定される調査内容】

- ・事業スキームに関する要望、意見
- ・業務範囲に関する要望、意見
- ・事業期間に関する要望、意見
- ・リスク分担に関する要望、意見
- ・コスト削減に関する意見
- ・サービス水準の維持・向上に関する意見
- ・事業への参加意向及び参加条件に関する意見
- ・その他

6) VFM (Value For Money) の算定

選定した事業スキームについて、必要となる概算事業費をもとに従来の方式と比べて

どれだけ削減効果があるかの算定を行う。

ア VFMの検討

市の直営での実施や従来の仕様発注での概算事業費と、官民連携事業で実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを検討する。

7) 総合評価

上記までの検討内容を踏まえ、どのような方式で実施するか総合的な評価を行う。なお、評価にあたってはVFMのほか、発注者側の技術力確保や地元業者の活用等といった点についても考慮すること。

8) 報告書の作成

上記までの検討内容、計算根拠や出典についてわかりやすくとりまとめを行う。

9) 照査

上記までの検討過程、検討結果について照査技術者による照査を実施する。

7. 成果品

成果品は次のとおりとする。成果品は監督職員の内容確認及び承諾を得る。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 報告書概要版 30部
- (3) 報告書資料編 2部
- (4) 協議議事録 2部
- (5) (1)～(4)を格納した電子データ(DVD-R等) 1部

8. 留意事項

- (1) 受託者は、契約期間中において、管理技術者及び照査技術者を選任し、坂井市に報告すること。なお、管理技術者と照査技術者は兼任することができない。
- (2) 受託者は、本業務の全部を他に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、坂井市に内容を報告し承認を得ること。
- (3) 受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。
- (4) 本業務に係る制作物の著作権等の全ての権利は坂井市に帰属する。
- (5) 本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな契約不適合が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。
- (6) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、坂井市と受託者の協議により決定するものとする。